

徳島県農林水産政策関係事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、農林水産政策関係事業の促進、振興を図るため、市町村、徳島県農業会議、徳島県農業開発公社、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、徳島県農業信用基金協会、その他知事が適当と認めるもの（以下「補助事業者」という。）が行う農林水産政策関係事業に要する経費に対し、予算の範囲で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業及び経費等)

第2条 前条に規定する事業及び経費並びにその補助率又は補助額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2に定めるとおりとする。

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

4 補助事業者は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体についてはこの限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る間接補助金（補助事業者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部として、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。以下同じ。）の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件とすること。

(2) 補助事業者は、間接補助金の財源に充てるべき補助金の交付を前金払又は概算払により受けた場合においては当該交付を受けた補助金の額が、既に間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならない。

(軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表1に掲げるもの以外のものとする。

(変更の承認の申請等)

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、変更前を上段括弧書に、変更後を下段に二段書きにした別表2の書類を添付しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、別表3に定めるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第3条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕

入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

- 5 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には様式第5号により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。
- 7 補助事業者は、補助事業の実施中に県の会計年度が終了したときは、年度終了実績報告書（様式第10号）を作成し、3月31日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の前金払又は概算払）

- 第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を前金払若しくは概算払により交付することがある。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の前金払若しくは概算払を受けようとするときは、補助金請求書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金調書）

- 第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第7号による。
- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産の処分の制限）

- 第13条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の機械装置及び機具とする。ただし、国庫補助対象事業等で別に定めがある場合は、この限りでない。
- 2 規則第17条第3号の知事が別に定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき5万円以上の図書とする。
- 3 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

（書類の提出方法）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、補助事業者の住所地を所管する徳島県総合県民局長又は東部農林水産局長に提出しなければならない。

附 則（昭和59年4月11日付け農林第351号農林水産部長通知）

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。
- 2 次の各号に掲げる要綱は廃止する。
 - 一 徳島県農業構造改善推進事業費補助金交付要綱（昭和43年3月15日付け農政第426号農林水産部長通知）
 - 二 徳島県農林統計協会等補助金交付要綱（昭和37年7月20日付け農政第838号農林水産部長通知）
 - 三 徳島県単独地域農業振興事業費補助金交付要綱（昭和54年6月13日付け農林第730号農林水産部長通知）
 - 四 徳島県農用地利用増進特別対策事業費補助金交付要綱（昭和56年7月21日付け農林第806号農林水産部長通知）
 - 五 徳島県農村地域定住促進対策事業費補助金交付要綱（昭和54年8月1日付け農林第936号農林水産部長通知）
 - 六 昭和58年度徳島県同和地域農林漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和58年4月22日付け農林第346号農林水産部長通知）
 - 七 徳島県地域農政推進対策事業費補助金交付要綱（昭和52年10月28日付け農林第1357号農林水産部長通知）
 - 八 徳島県農業就業改善推進事業費補助金交付要綱（昭和51年10月15日付け農林第1338号農林水産部長通知）
 - 九 徳島県農用地確保対策指導等事業補助金交付要綱（昭和50年1月25日付け農林第78号農林水産部長通知）
- 3 この要綱の施行前に交付の決定がなされた補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成元年4月1日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成2年4月1日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成3年4月1日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成13年4月2日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成14年10月1日から施行し、BSE対策酪農支援事業については、10月1日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成16年4月12日から施行し、徳島県ハウスすだち緊急支援対策事業については、4月12日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成16年8月5日から施行し、利子補給助成特認事業については、8月5日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成17年11月14日から施行し、とくしまブランド燃料油高騰緊急対策事業については、11月14日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成19年7月3日から施行し、ブランド産地「競争力」整備事業、「中核的担い手」育成事業、「阿波尾鶏」飛躍増産事業、とくしまブランド「脱石油」実証事業、集落営農推進支援事業については、7月3日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成20年10月17日から施行し、原油等価格高騰緊急対策事業については、10月17日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年10月20日から施行し、耕作放棄地解消緊急実証モデル事業、農地確保・利用支援事業については、10月20日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

1. この改正は平成23年7月8日から施行し、同日以降に申請された補助金から適用する。また、この改正の施行日以前に着手されている事業であっても平成23年度の市町村の補助事業として実施される事業又はその受益が全県域に及ぶもので市町村を経由せずに県が直接補助を行う事業でこの改正の施行日において未だ事業完了していない事業にも適用があるものとする。
2. 「平成23年度とくしま強い農林水産業づくり事業の補助金交付申請書の提出期日について」（平成23年3月18日付け農林第100361号）で別に定める日とは、前項で定めるこの改正の施行日とする。
3. この要綱の施行の際、既に改正前の要綱の規定に基づき申請又は発行されている平成23年度に係る申請書、証明書、許可書その他の公文書において「とくしま強い農林水産業づくり事業」とあるのは、この要綱の施行日以後においては、「とくしま明日の農林水産業づくり事業」と読み替えられたものとみなす。
4. 改正前の本要綱別表1の事業の欄とくしま強い農林水産業づくり事業のうち経費の欄が6水産振興事業(4)鳴門わかめ生産支援緊急対策事業であって、平成22年度までに事業実施計画の承認を受け、平成23年度以降においても事業を実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成24年4月2日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年10月21日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、燃油等高騰対策施設機械導入モデル事業及び燃油等高騰経営維持資金利子助成事業については、平成25年7月1日以降に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に農山漁村未来創造事業企画提案型において令和5年度、または令和5年度及び令和6年度の事業計画について承認を受けている事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例によることができる。

別表1 (第2条、第5条関係)

事業	経費	補助率 又は 補助額	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
農山漁村未来 創造事業	<p>市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等が農山漁村未来創造事業実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>1 企画提案型</p> <p>(1) ハード事業</p> <p>(2) ソフト事業</p> <p>2 政策推進型</p> <p>(1) 担い手育成枠</p> <p>(2) 産地強化枠</p> <p>(3) みどりの食料システム推進枠</p> <p>3 農地集積・事業承継加速型</p> <p>(1) 地域計画実現農地借受支援事業</p> <p>(2) お試しほ場活用促進事業</p> <p>(3) 耕作放棄地再生支援事業</p> <p>(4) 事業承継加速化事業</p> <p>4 緊急対応支援型</p> <p>(1) 防疫対応事業</p> <p>(2) 緊急対応事業</p>	<p>当該経費の2分の1以内。ただし、生産性向上のための高能力牛群整備については、1頭当たり3万円以内又は当該経費の2分の1以内のいずれか低い額。</p> <p>当該経費の2分の1以内</p> <p>当該経費の10分の3以内</p> <p>当該経費の10分の3以内。ただし、生産性向上のための高能力牛群整備については、1頭当たり3万円以内又は当該経費の10分の3以内のいずれか低い額。</p> <p>当該経費の2分の1以内</p> <p>定額(10分の10以内)</p> <p>定額(10分の10以内)</p> <p>定額(10分の10以内)</p> <p>定額(10分の10以内)、2分の1以内又は10分の3以内</p> <p>当該経費の10分の3又は国の助成額の2分の1のいずれか低い額以内。</p> <p>当該経費の10分の3以内</p>	<p>実施計画の事業細目に係る経費ごとに20%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業細目の新設、中止又は廃止</p> <p>3 事業細目に係る施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>4 事業細目ごとに事業量の20%を超える変更</p> <p>5 事業細目に係る主要工事内容の変更、施設の基本構造及び主要機能の変更</p> <p>6 補助金額の変更</p>

事業	経費	補助率 又は 補助額	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
農業信用基金協会特別準備金補助事業	農業近代化資金の融資に当たって、適切な改善計画を策定した担い手に対して、確実に債務保証を行う制度の確立を図るため、徳島県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に必要な経費	当該経費の3分の2以内	—	1 事業の廃止 2 補助金額の変更
中山間地域所得確保対策事業	中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）に基づいて市町村等が行う事業に対する経費	中山間地域所得確保対策実施要綱の「第8 助成」、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号生産局長及び令和3年1月28日付け2農振第2613号農村振興局長通知）の「第9 助成」及び中山間地域所得確保対策交付金交付要綱（令和3年1月28日付け2農振第2616号農林水産事務次官任命通知）の「第3（交付の対象及び交付率）」に定めるとおり	事業費の30%を超える増減	1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 補助金額の変更
最適土地利用総合対策事業	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）に基づいて市町村等が行う事業に要する経費	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領の「第2 事業内容等」、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）の「第3（交付事業の内容）」に定めるとおり	事業費の30%以上の増減	1 事業の追加又は廃止 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 補助金の額の変更
農地売買等支援事業	農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人徳島県農業開発公社が農地売買等支援事業実施要綱（平成12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に必要な経費	定額（10分の10以内）	—	1 補助金の額の変更

事業	経費	補助率 又は 補助額	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
規模拡大による「もうかる農業」サポート事業	<p>(1) 農地中間管理機構事業 農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人徳島県農業開発公社が農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業等に必要経費</p> <p>(2) 機構集積協力金交付事業 市町村が農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に必要な経費</p>	定額（10分の10以内）	—	1 補助金の額の変更
遊休農地解消緊急対策事業	農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人徳島県農業開発公社が農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業等に必要経費	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の「別表2」及び農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）の「第2（交付の対象及び補助率）の別表2」に定めるとおり	—	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減
農地利用効率化等支援事業	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）に基づいて市町村が行う事業に要する経費	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の「別表1」及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官通知）の「第2（交付対象及び補助率）の別表II」に定めるとおり	—	1 補助金の額の変更
地域計画策定推進緊急対策事業	地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知）に基づいて市町村等が行う事業に要する経費	地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知）の別表及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の「第2（交付対象及び補助率）の別表II」に定めるとおり	—	1 補助金の額の変更

別表2（第3条、第6条関係）

事業	知事の定める書類	備考
農山漁村未来創造事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び経費の配分 3 事業完了予定年月日 4 収支予算 5 事業計画書 間接補助事業者に間接補助金を交付する場合は、補助金の交付に関する 規程及び知事が必要と認める書類	様式第9号
農業信用基金協会特別準備金補助事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
中山間地域所得確保対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 添付資料（知事が必要と認める書類）	
最適土地利用総合対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 添付書類（知事が必要と認める書類）	
農地売買等支援事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
規模拡大による「もうかる農業」サポート事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
遊休農地解消緊急対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	

事業	知事の定める書類	備考
農地利用効率化等支援事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
地域計画策定推進緊急対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了予定年月日 5 収支予算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	

別表3（第8条関係）

事業	知事の定める書類	備考
農山漁村未来創造事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び経費の配分 3 事業完了年月日 4 収支精算 5 実績概要書 6 実績報告書の添付調書 間接補助事業者の間接補助金を交付した場合は、補助金の交付に関する規程（規程に変更があった場合のみ添付）及び知事が必要と認める書類 7 財産管理台帳	様式第9号 財産管理台帳は様式第8号とする。
農業信用基金協会特別準備金補助事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
中山間地域所得確保対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 添付資料（知事が必要と認める書類）	
最適土地利用総合対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
農地売買等支援事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	

事業	知事の定める書類	備考
規模拡大による「もうかる農業」サポート事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
遊休農地解消緊急対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
農地利用効率化等支援事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	
地域計画策定推進緊急対策事業	1 事業の目的 2 事業の内容及び実績 3 経費の配分 4 事業完了年月日 5 収支精算 6 添付書類（知事が必要と認める書類）	

別表4（第14条関係）総合県民局及び東部農林水産局委任補助事業

事業	備考
農山漁村未来創造事業	受益地域が、2以上の総合県民局又は東部農林水産局の管内にわたるものを除く。水産業振興に関する事業については、南部総合県民局のみ該当する。
中山間地域所得確保対策事業	受益地域が、2以上の総合県民局又は東部農林水産局の管内にわたるものを除く。
最適土地利用総合対策事業	受益地域が、2以上の総合県民局又は東部農林水産局の管内にわたるものを除く。
規模拡大による「もうかる農業」サポート事業	農地中間管理機構事業に係る経費を除く。
農地利用効率化等支援事業	受益地域が、2以上の総合県民局又は東部農林水産局の管内にわたるものを除く。
地域計画策定推進緊急対策事業	受益地域が、2以上の総合県民局又は東部農林水産局の管内にわたるものを除く。

別表5（第14条関係）課（室）直接執行補助事業

事業	備考
農山漁村未来創造事業 （水産業振興に関する事業）	総合県民局又は東部農林水産局管内事業を除く。
農業信用基金協会特別準備金補助事業	
中山間地域所得確保対策事業	総合県民局又は東部農林水産局管内事業を除く。
最適土地利用対策事業	総合県民局又は東部農林水産局管内事業を除く。
農地売買等支援事業	
規模拡大による「もうかる農業」サポート事業	機構集積協力金交付事業に係る経費を除く。
遊休農地解消緊急対策事業	
農地利用効率化等支援事業	総合県民局又は東部農林水産局管内事業を除く。
地域計画策定推進緊急対策事業	総合県民局又は東部農林水産局管内事業を除く。